

基 管 発 0529 第 1 号  
基 保 発 0529 第 1 号  
令 和 2 年 5 月 29 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局  
労 災 管 理 課 長  
労 災 保 険 業 務 課 長  
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る非常事態宣言が行われたことに伴う、労働者災害補償保険法に基づく年金たる保険給付及び石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族年金の定期報告の取扱いについて

労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に基づく年金たる保険給付又は石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）に基づく特別遺族年金については、受給条件の変動状況等を的確に把握し適正な保険給付を行うとの観点から、毎年一回、受給権者に対し定期報告書の提出を求めているところである。

定期報告書の提出時期については、昭和 63 年労働省告示第 109 号等に基づき、年金たる保険給付については受給権者の生年月日（遺族（補償）年金の受給権者にあつては、保険給付を支給すべき事由に係る死亡労働者の生年月日）の属する月が、特別遺族年金については、当該年金を支給すべき事由に係る死亡労働者の生年月日の属する月が、それぞれ 1 月から 6 月までの月である場合には、6 月 30 日と、7 月から 12 月までの月である場合には、10 月 31 日までとされている。

しかしながら、新型コロナウイルスに係る非常事態宣言が行われたことに伴い、不要不急の外出の自粛が求められる中で、現行の指定期日までに定期報告書の提出を求めることは不相当と考えられる。

このため、令和 2 年度においては、定期報告書に係る提出期限を 6 月 30 日及び 10 月 31 日から令和 3 年 3 月 31 日とするため、下記 1 のとおり新たに告示を定めるとともに、下記 2 のとおり具体的な事務処理方針を定めたので、万全を期されたい。

記

- 1 「新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 1 項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態が発生した旨が宣言されたことに伴う、労働者災害補償保険法の規定に基づく年金たる保険給付の受給権者が報告書を提出すべき日を延長する件」等の制定について

令和 2 年 5 月 29 日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 1 項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態が発生した旨が宣言されたことに伴う、労働者災害補償保険法の規定に基づく年金たる保険給付の受給権者が報告書を提出すべき日を延長する件（令和 2 年厚生労働省告示第 228 号）」及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 1 項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態が発生した旨が宣言されたことに伴う、石綿による健康被害の救済に関する法律の規定に基づく特別遺族年金の受給権者が報告書を提出すべき日を延長する件（令和 2 年厚生労働省告示第 229 号）」が告示され、同日付けで適用することとしたこと。

これにより、令和 2 年度の定期報告書の提出が求められていた者について、その提出期限は令和 3 年 3 月 31 日まで延長されることとなること。

- 2 具体的な事務処理方針について

- (1) 定期報告書未提出者への督促または支払差止について

定期報告書未提出者に対する督促または定期報告書が未提出であることを理由とする支払差止については、延長された定期報告の提出期限に十分留意して対応を行うこと。

- (2) 戸籍謄本等の添付書類について

戸籍謄本等の添付書類については、定期報告書の提出期限前 1 ヶ月以内に作成されたものを添付することを求めているところ、定期報告書の提出期限の延長に伴い、延長期間中に随時定期報告書の提出が想定されるため、添付書類の作成時期については、その提出時期を踏まえ、令和 3 年 3 月 31 日までに取得したのものにて、受給条件の変動状況等を的確に把握できる範囲内で柔軟に取り扱って差し支えないこと。

- (3) 定期報告書の機械事務処理等について

上記以外の定期報告書の機械事務処理等に係る留意事項等については、労災保険業務課長通達により追って指示する予定であること。

- 3 受給権者への周知について

令和 2 年 6 月期に係る定期報告の対象となる受給権者については、提出期限を延期する旨既に通知済みであり、当該期限が令和 3 年 3 月 31 日まで延長

されることについては、令和2年6月期に係る定期報告書類一式に別添の通知を同封して、周知する予定であること。

なお、令和2年10月期に係る定期報告についても書類一式に同封するお知らせ文書に追記する等の方法により、対象となる受給権者あて提出期限を通知する予定であること。

**【本省連絡先】**

(告示に関する内容)

労災管理課企画法令係

03-5253-1111 (内線 5203)

西村 nishimura-yoshihiro.wb2@mhlw.local

(定期報告書の取り扱いに関する内容)

労災保険業務課年金業務係

03-3920-3311 (内線 381、340、338)

nenkin-gyoumu@mhlw.local

令和 2 年 月

厚生労働省労働基準局

傷病・障害(補償)年金(定期報告の廃止対象者は除きます)、遺族(補償)年金、特別遺族年金及び労災就学等援護費の受給者の皆様へ

## 定期報告書の提出期限の延期について

受給者の皆様、お変わりございませんでしょうか。

さて、定期報告書の提出時期がまいりましたが、先日文書でお知らせしましたとおり、新型コロナウイルス感染症により外出自粛が必要となった等の状況から、本年度の労災年金及び労災就学等援護費の定期報告書提出期限を令和3年3月末日までに延期いたしました(6月末日までに未提出でも支払を差し止めることはございません)。

定期報告書には、同封の「定期報告書の提出についてのお知らせ」(以下「お知らせ」といいます。)に記載のとおり、必要に応じて書類を添付いただく必要があります。特に、診断書取得のために医療機関への受診が必要な方におかれましては、外出自粛要請等の状況、各地域の感染状況、医療機関の状況等に十分ご注意の上、診断書を取得いただきますようお願いいたします。

その他、住民票の写し、戸籍謄本又は抄本、在学証明書等につきましては、市区町村役場、学校等にお問い合わせの上、できる限り郵送にて取得してください。添付書類が揃いましたら、提出期限を待たずに早めに提出していただいで差し支えございません。

なお、事情により令和3年3月末日までに報告が間に合わない場合は、所轄の労働基準監督署へ連絡してください。

ご不明な点につきましては、所轄の労働基準監督署もしくは最寄りの労働基準監督署におたずねください。(裏面に続きます。)

## ＜その他注意事項＞

- 「お知らせ」の記載内容につきまして
  - ① 定期報告書の「提出の時期」は、「令和2年6月末日まで」を「令和3年3月末日まで」に
  - ② 添付する書類の「作成の時期」は、「令和2年6月中に作成された最新のものを」「令和2年6月1日から令和3年3月末日までに作成されたもの」に  
読み替えて対応頂きますようお願いいたします。
  
- 同封しております定期報告書の様式につきまして、一部誤記載がございましたので、以下の正誤表のとおり訂正させていただきます。

### 正誤表

用紙の種別	誤	正
定期報告書（傷病・障害用）表面の⑩欄	⑨欄の厚生年金等の年額を証明する書類	⑨欄の厚生年金保険等の年額を証明する書類
定期報告書（遺族用）表面の⑭欄	⑪欄の厚生年金等の年額を証明する書類	⑪欄の厚生年金保険等の年額を証明する書類
定期報告書（遺族用）裏面の2	⑨基礎年金番号及び年金コードを複数有する場合は、2段書き又は余白等にそれぞれ記載すること。	⑩について、基礎年金番号及び年金コードを複数有する場合は、2段書き又は余白にそれぞれ記載すること。